

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成29年7月24日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府城陽市奈島生口18番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 黒川ダイドウ株式会社 代表取締役 柏木保光					
主たる業種	繊維工業（綿・スフ・麻機械染色業）						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	エネルギー消費設備の点検・改善を行い、さらに省エネルギー設備及び熱回収装置の設置と充実を図ることにより、基準年度の温室効果ガス排出量を1%以上削減する。						
計画を推進するための体制	代表取締役を委員長とする省エネ委員会を設置し、実施計画を策定し、全社的に省エネルギー活動を推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	10,766.8 トン	11,015.3 トン	10,470.7 トン	10,040.2 トン	-2.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,868.0 トン	11,015.3 トン	10,470.7 トン	7,979.2 トン	-9.6 パーセント	
	実績に対する自己評価	毎月1回の省エネ会議の開催により、社員間の意思の疎通が図られるようになった。その効果が表れつつある。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量÷1000)	5.24	5.89	6.13	6.23	16.10 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	生産数量が減少し、生産効率が上がらなかった。平成29年1月にボイラを更新したので、その効果を見極め、さらなる省エネに取り組んでいきたい。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		57.0 セット	57.0 セット	70.0 セット	70.0 セット		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	LED照明の導入					
	(27)年度	蒸気配管の保温					
	(28)年度	ボイラの更新					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	可能な限りマイカー通勤台数を減らすよう、乗り合わせ等をするよう勧める。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	通勤事情を考慮すると、乗り合わせ等により、台数減が図られている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	繊維製品の加工において、省エネルギーとなる生産工程や染料・薬剤の採用により商品の開発・生産を進めます。また産業廃棄物について社外での再利用・活用に取り組むなど環境負荷の軽減に努めてまいります。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度			
	2,061.0 トン	トン	トン	2,061.0 トン			
第一計画期間の超過削減量(2,061.0t-CO2)を平成28年度の排出量から差し引いて記載。							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。